

電波法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 総則（第一条—第三条）	第一章 (同上)
第二章 無線局の免許等	第二章 (同上)
第一節 無線局の免許（第四条—第二十七条の十七）	第一節 (同上)
第二節 無線局の登録（第二十七条の十八—第二十七条の三十 四）	第二節 (同上)
第三節 無線局の開設に関するあつせん等（第二十七条の三十 五・第二十七条の三十六）	第三節 (同上)
第三章 無線設備（第二十八条—第三十八条の二）	第三章 (同上)
第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等	第三章の二 (同上)
第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証（ 第三十八条の二の二—第三十八条の三十二）	第一節 (同上)
第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認（第三十八 条の三十三—第三十八条の三十八）	第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認（第三十八 条の三十三—第三十八条の三十八）
第三節 登録修理業者（第三十八条の三十九—第三十八条の四 十八）	第三節 (同上)
第四章 無線従事者（第三十九条—第五十一条）	第四章 (同上)
第五章 運用	第五章 (同上)
第一節 通則（第五十二条—第六十一条）	
第二節 海岸局等の運用（第六十二条—第七十条）	
第三節 航空局等の運用（第七十条の二—第七十条の六）	
第四節 無線局の運用の特例（第七十条の七—第七十条の九）	
第六章 監督（第七十一条—第八十二条）	第六章 (同上)

現 行	現 行
目次	目次
第一章 (同上)	第一章 (同上)
第二章 (同上)	第二章 (同上)
第三章 (同上)	第三章 (同上)
第四章 (同上)	第四章 (同上)
第五章 (同上)	第五章 (同上)
第六章 (同上)	第六章 (同上)

第七章 異議申立て及び訴訟（第八十三条—第九十九条）
第七章の二 電波監理審議会（第九十九条の二—第九十九条の十）

四

第八章 雜則（第一百条—第一百四条の五）
第九章 罰則（第一百五条—第一百六条）
附則

（無線局の開設）

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一 （略）

二 二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示が付されている無線設備（第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六项並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するもの

三・四 （略）

（無線局に関する情報の公表等）

第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の十八第一項の登録（以下「免許等」という。）をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状又は第二十七条の二十

第七章 （同上）
第七章の二 （同上）

第八章 （同上）
第九章 （同上）
附則

（無線局の開設）

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一 （同上）

二 二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の三十五の規定により表示が付されている無線設備（第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六项並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するもの

三・四 （同上）

（無線局に関する情報の公表等）

第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の十八第一項の登録（以下「免許等」という。）をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状又は第二十七条の二十

くは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）又は第二十七条の二十二第一項の登録状に記載された事項若しくは第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項（第二十七条の二十二第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は第二十七条の十二第二項第五号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

3 前項の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を同項の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

（登録の公示等）
第三十八条の五 （略）

2 （略）

3 総務大臣は、前項の規定による届出（登録を受けた者の氏名若しくは名称若しくは住所又は技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更に係るものに限る。）があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（表示）

第三十八条の七 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明をしたときは、総務省令で定めるところにより、その特定無線

二第一項の登録状（以下「免許状等」という。）に記載された事項のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

2 （同上）

3 （同上）

（登録の公示等）
第三十八条の五 （同上）

2 （同上）

3 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（表示）

第三十八条の七 （同上）

設備に技術基準適合証明をした旨の表示を付さなければならない。

2 適合表示無線設備を組み込んだ製品を取り扱うことを業とする者は、総務省令で定めるところにより、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付きされている表示と同一の表示を当該製品に付することができる。

3 何人も、第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、前項、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）、第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において無線設備にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

4 第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示が付されている特定無線設備の変更の工事をした者は、総務省令で定める方法により、その表示（第二項の規定により適合表示無線設備を組み込んだ製品に付された表示を含む。）を除去しなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人間の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第一百三条の二第三十七項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第一百十六条第十八号において「財務諸表

2 何人も、前項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の三十五の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において無線設備にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

3 第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の三十五の規定により表示が付されている特定無線設備の変更の工事をした者は、総務省令で定める方法により、その表示を除去しなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人間の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第一百三条の二第三十七項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第一百十六条第十八号において「財務諸表

等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 (略)

(妨害等防止命令)

第三十八条の二十二 総務大臣は、登録証明機関による技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて第三十八条の七第一項又は第三十八条の四十四第三項の表示が付されているものが、前章に定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特定無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該技術基準適合証明を受けた者に対し、当該特定無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

(表示が付されていないものとみなす場合)

第三十八条の二十三 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて第三十八条の七第一項又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示が付されているものが前章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとときは、当該特定無線設備は、第三十八条の七第一項又は第三十八条の四十四第三項の規定による表示が付されていないものとみなす。

2 (略)

(準用)

第三十八条の二十九 第三十八条の六第三項及び第三十八条の二十

等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 (同上)

(妨害等防止命令)

第三十八条の二十二 総務大臣は、登録証明機関による技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて第三十八条の七第一項の表示が付されているものが、前章に定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特定無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害又は危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該技術基準適合証明を受けた者に対し、当該特定無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 (同上)

(表示が付されていないものとみなす場合)

第三十八条の二十三 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて第三十八条の七第一項の規定により表示が付されているものが前章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとときは、当該特定無線設備は、同項の規定による表示が付されていないものとみなす。

2 (同上)

(準用)

第三十八条の二十九 第三十八条の六第三項及び第三十八条の二十

から第三十八条の二十二までの規定は認証取扱業者について、第三十八条の二十三の規定は認証工事設計に基づく特定無線設備について準用する。この場合において、第三十八条の六第三項中「前項第一号」とあるのは「第三十八条の二十四第三項において準用する前項第一号又は第三号」と、第三十八条の二十第一項中「技術基準適合証明に」とあるのは「認証取扱業者が受けた工事設計認証に」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは「認証取扱業者が受けた工事設計認証に」とあるのは「認証取扱業者が受けた工事設計に基づく」と、同項及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」とあるのは「第三十八条の二十六」と、第三十八条の二十二第一項中「は、当該」とあるのは「は、当該認証工事設計に係る」と読み替えるものとする。

(承認証明機関)
第三十八条の三十一

2(5) (略)

6 第三十八条の六第二項及び第四項、第三十八条の八、第三十八条の十二、第三十八条の十三第二項、第三十八条の十四、第三十八条の二十三並びに第三十八条の二十四第二項の規定は承認証明機関が工事設計認証を行う場合について、第三十八条の十、第三十八条の十五並びに第二項及び第三項の規定は承認証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について、第三十八条の六第三項、第三十八条の二十から第三十八条の二十二まで、第三十八条の二十五から第三十八条の二十八まで並びに前条第三項及び第四項の規定は承認証明機関による工事設計認証を受けた者について準用する。この場合において、第三十八条の六第二項、第三十八条の八第一項、第三十八条の十、第三十八条の十五第一項及び第三十八条の二十四第二項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の六第二項第二号及び第三十八条

から第三十八条の二十二までの規定は認証取扱業者について、第三十八条の二十三の規定は認証工事設計に基づく特定無線設備について準用する。この場合において、第三十八条の六第三項中「前項第一号」とあるのは「第三十八条の二十四第三項において準用する前項第一号又は第三号」と、第三十八条の二十第一項中「技術基準適合証明に」とあるのは「認証取扱業者が受けた工事設計認証に」と、第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」とあるのは「第三十八条の二十六」と、第三十八条の二十二第一項中「は、当該」とあるのは「は、当該認証工事設計に係る」と、第三十八条の二十三第一項中「同項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

(承認証明機関)
第三十八条の三十一 (同上)

2(5) (略)

6 第三十八条の六第二項及び第四項、第三十八条の八、第三十八条の十二、第三十八条の十三第二項、第三十八条の十四、第三十八条の二十三並びに第三十八条の二十四第二項の規定は承認証明機関が工事設計認証を行う場合について、第三十八条の十、第三十八条の十五並びに第二項及び第三項の規定は承認証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について、第三十八条の六第三項、第三十八条の二十から第三十八条の二十二まで、第三十八条の二十五から第三十八条の二十八まで並びに前条第三項及び第四項の規定は承認証明機関による工事設計認証を受けた者について準用する。この場合において、第三十八条の六第二項、第三十八条の八第一項、第三十八条の十、第三十八条の十五第一項及び第三十八条の二十四第二項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の六第二項第二号及び第三十八条

六項」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十八条の三十八 第三十八条の二十から第三十八条の二十二まで及び第三十八条の二十七の規定は届出業者及び特別特定無線設備について、第三十八条の二十三の規定は届出工事設計に基づく特別特定無線設備について準用する。この場合において、第三十八条の二十第一項中「当該技術基準適合証明に」とあるのは「その届出に」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは「届出工事設計に基づく」と、同条及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」とあるのは「第三十八条の三十五」と、第三十八条の二十二第一項中「は、当該」とあるのは「は、当該届出工事設計に係る」と、第三十八条の二十七中「第三十八条の二十五第一項」とあるのは「第三十八条の三十四第一項」と、「工事設計認証」とあるのは「第三十八条の三十三第三項の規定による届出」と読み替えるものとする。

第三節 登録修理業者

(修理業者の登録)

第三十八条の三十九 特別特定無線設備（適合表示無線設備に限る。以下この節において同じ。）の修理の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。
2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めることにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

二 事務所の名称及び所在地
二 氏名

(準用)

第三十八条の三十八 第三十八条の二十から第三十八条の二十二まで及び第三十八条の二十七の規定は届出業者及び特別特定無線設備について、第三十八条の二十三の規定は届出工事設計に基づく特別特定無線設備について準用する。この場合において、第三十八条の二十第一項中「当該技術基準適合証明に」とあるのは「その届出に」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは「届出工事設計に基づく」と、同条及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」とあるのは「第三十八条の三十五」と、第三十八条の二十二第一項中「は、当該」とあるのは「は、当該届出工事設計に係る」と、第三十八条の二十七中「第三十八条の二十五第一項」とあるのは「第三十八条の三十四第一項」と、「工事設計認証」とあるのは「第三十八条の三十三第三項の規定による届出」と読み替えるものとする。

三 修理する特別特定無線設備の範囲

四 特別特定無線設備の修理の方法の概要

五 修理された特別特定無線設備が前章に定める技術基準に適合することの確認（以下この節において「修理の確認」という。）の方法の概要

3 前項の申請書には、総務省令で定めるところにより、特別特定無線設備の修理の方法及び修理の確認の方法を記載した修理方法書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の基準）

第三十八条の四十 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 特別特定無線設備の修理の方法が、修理された特別特定無線設備の使用により他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定める基準に適合すること。

二 修理の確認の方法が、修理された特別特定無線設備が前章に定める技術基準に適合することを確認できるものであること。

2 前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項（第一号を除く。）及び第六項の規定は第三項」とあるのは、「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。

（登録簿）

第三十八条の四十一 総務大臣は、第三十八条の三十九第一項の登録を受けた者（以下「登録修理業者」という。）について、登録

修理業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 第三十八条の三十九第二項各号に掲げる事項

(変更登録等)

第三十八条の四十二 登録修理業者は、第三十八条の三十九第二項

第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第二十四条の二第五項（第一号を除く。）及び第六項、第三十一条の三十九第三項並びに第三十八条の四十第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。

4 登録修理業者は、第三十八条の三十九第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、修理方法書を変更したとき（第一項の変更登録を受けたときを除く。）又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(登録修理業者の義務)

第三十八条の四十三 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理する場合には、修理方法書に従い、修理及び修理の

確認をしなければならない。

2 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理する場合には、総務省令で定めるところにより、修理及び修理の確認の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第三十八条の四十四 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理したときは、総務省令で定めるところにより、当該特別特定無線設備に修理をした旨の表示を付さなければならぬ。

2 何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において無線設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 登録修理業者は、修理方法書に従い、その登録に係る特別特定無線設備の修理及び修理の確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該特別特定無線設備に、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十五又はこの項の規定により当該特別特定無線設備に付されている表示と同一の表示を付することができる。

(登録修理業者に対する改善命令等)

第三十八条の四十五 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第一項各号のいづれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録修理業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十三の規定に違反していると認めるときは、当該登録修理業者に対し、修理の方法又は修理の確認の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ず

ることができる。

3 総務大臣は、登録修理業者が修理したその登録に係る特別特定無線設備が、前章に定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特別特定無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害又は危害の拡大を防止するために必要があると認めるとときは、当該登録修理業者に対し、当該特別特定無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(廃止の届出)

第三十八条の四十六 登録修理業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第三十八条の三十九第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

第三十八条の四十七 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第二項において準用する第二十四条の二第五項第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならぬ。

2 総務大臣は、登録修理業者が次の各号のいずれかに該当するとときは、その登録を取り消すことができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第三十八条の四十五第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

三 不正な手段により第三十八条の三十九第一項の登録又は第三十八条の四十二第一項の変更登録を受けたとき。

第三十八条の四十八 第二十四条の十一の規定は登録修理業者の登録について、第三十八条の二十及び第三十八条の二十一の規定は登録修理業者及び特別特定無線設備について準用する。この場合において、第二十四条の一中「第二十四条の二」の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の四十七」と、第三十八条の二十第一項中「当該技術基準適合証明に」とあるのは「当該登録修理業者が修理したその登録に」と読み替えるものとする。

第五十三条 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状又は第二十七条の二十二第一項の登録状（次条第一号及び第一百三条の二第四項第二号において「免許状等」という。）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

（登録周波数終了対策機関）

第七十一条の三の二 （略）

2
2
10

11 第二十四条の七第一項、第二十四条の十一、第三十八条の五、第三十八条の九、第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十八条の十五、第三十八条の十七、第三十八条の十八、第三十九条の五、第三十九条の十、第四十七条の三並びに前条第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定は、登録周波数終了対策機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第五十三条 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

（登録周波数終了対策機関）

第七十一条の三の二 （略）

2
2
10

11 第二十四条の七第一項、第二十四条の十一、第三十八条の五、第三十八条の九、第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十八条の十五、第三十八条の十七、第三十八条の十八、第三十九条の五、第三十九条の十、第四十七条の三並びに前条第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定は、登録周波数終了対策機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

技術基準適合証明	事業の区分、技術基準適合証明の業	受けた者（以下「登録証明機関」という。）	第三十八条の二の二第一項	第三十八条の五 第一項	第二十四条の十 一	第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二号又は第四号	四項各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号各号	第一項
特定周波数終了対策業務	特定周波数終了対策業務	受けた者	第七十一条の三の二第一項	第七十一条の三の二第一項 第一項	第七十七条	第七十七条 二第一項若しくは第二十四条の九第二号又は第四号	四項各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号各号	第一項

技術基準適合証明	事業の区分、技術基準適合証明の業	受けた者（以下「登録証明機関」という。）	第三十八条の二の二第一項	第三十八条の五 第一項	第二十四条の十 一	第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二号又は第四号	四項各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号各号	第一項
特定周波数終了対策業務	特定周波数終了対策業務	受けた者	第七十一条の三の二第一項	第七十一条の三の二第一項 第一項	第七十七条	第七十七条 二第一項若しくは第二十四条の九第二号又は第四号	四項各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号各号	第一項

第三十九条の五 及び第三十九条	講習の業務 技術基準適合証明 の業務	特定周波数終了対策業務	第三十八条の十 七第一項	第三十八条の三第 二項	第七十二条の三の二第五項
			この節	この節	第七十二条の三の二第十一項において準用する第三十一条の九、第三十八条の十一、第三十九条の五第二項、第三十八条の五第二項、第三十八条の五第二項、第三十八条の十二、第三十九条の五第一項、第三十九条の十第一項又は第三十九条の十第一項若しくは第三十九条の三第五項若しくは第八項
第三十九条の五 及び第三十九条	講習の業務 技術基準適合証明 の業務	特定周波数終了対策業務	第三十八条の十 七第二項第二号 八第一項	第三十八条の十三 第一項又は第二項 第三十八条の十 七第二項第三号	第七十二条の三の二第十項又は同条第十一項において準用する第二十四条の七第一項若しくは第三十九条の五第二項
			第三十八条の二の 二第一項	第三十八条の二の 二第一項	第七十二条の三の二第十項又は同条第十一項において準用する第二十四条の七第一項若しくは第三十九条の三第五項若しくは第八項

第三十九条の五 及び第三十九条	講習の業務 技術基準適合証明 の業務	特定周波数終了対策業務	第三十八条の十 七第一項	第三十八条の三第 二項	第七十二条の三の二第五項
			この節	この節	第七十二条の三の二第十一項において準用する第三十一条の九、第三十八条の十一、第三十九条の五第二項、第三十八条の十二、第三十九条の五第一項、第三十九条の十第一項又は第三十九条の十第一項若しくは第三十九条の三第五項若しくは第八項
第三十九条の五 及び第三十九条	講習の業務 技術基準適合証明 の業務	特定周波数終了対策業務	第三十八条の十 七第二項第三号 八第一項	第三十八条の二の 二第一項	第七十二条の三の二第十項又は同条第十一項において準用する第二十四条の七第一項若しくは第三十九条の三第五項若しくは第八項
			第三十八条の二の 二第一項	第三十八条の二の 二第一項	第七十二条の三の二第十項又は同条第十一項において準用する第二十四条の七第一項若しくは第三十九条の三第五項若しくは第八項

第四十七条の三 第一項	職員（試験員を含む。次項において同じ。）	職員	の十第一項
第四十七条の三 第二項	試験事務	試験事務	の十第一項
前条第四項	第一項	第一項	第四十七条の三 第一項
前条第五項、第六項、第八項及び第九項	特定周波数変更対策業務	特定周波数終了対策業務	特定周波数終了対策業務
前条第四項	第一項	次条第一項	特定周波数終了対策業務
前条第五項、第六項、第八項及び第九項	特定周波数終了対策業務	特定周波数終了対策業務	特定周波数終了対策業務

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第四条第一号、第二号及び第三号（免許等を要しない無線局）、第四条の二（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第七項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第六号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第七号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第五項及び第十七条第二項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括

第四十七条の三 第一項	職員（試験員を含む。次項において同じ。）	職員	の十第一項
第四十七条の三 第二項	試験事務	試験事務	の十第一項
前条第四項	第一項	次条第一項	特定周波数終了対策業務
前条第五項、第六項、第八項及び第九項	特定周波数変更対策業務	特定周波数終了対策業務	特定周波数終了対策業務
前条第四項	第一項	次条第一項	特定周波数終了対策業務
前条第五項、第六項、第八項及び第九項	特定周波数終了対策業務	特定周波数終了対策業務	特定周波数終了対策業務

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第四条第一号、第二号及び第三号（免許等を要しない無線局）、第四条の二（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第七項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第六号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第七号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第五項及び第十七条第二項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括

免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十三第六項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十八第一項（登録）、第二十七条の二十一（登録の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十一（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十五第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第一百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を

免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十三第六項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十八第一項（登録）、第二十七条の二十一（登録の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十一（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十五第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第一百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を

行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)（給付金の支給基準）、第七十三条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。)（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十八条(電波の発射を防止するための措置)、第一百条第一項第二号(高周波利用設備)、第一百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第一百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第一百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第一百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(較正の業務の実施)並びに第一百三条の二第七項ただし書及び第十一項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

二(五)(略)

2(略)

(手数料の徴収)

第一百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構)に納めなければならない。

一 第六条の規定による免許を申請する者

二 第十条の規定による検査を受ける者

三 第十八条の規定による検査を受ける者(第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第十七条第一項の許可を受けた者を除く。)

四 第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者

行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)（給付金の支給基準）、第七十三条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。)（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十八条(電波の発射を防止するための措置)、第一百条第一項第二号(高周波利用設備)、第一百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第一百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第一百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第一百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(較正の業務の実施)並びに第一百三条の二第九項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

二(五)(同上)

2(同上)

(手数料の徴収)

第一百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構)に納めなければならない。

一 第六条の規定による免許を申請する者

二 第十条の規定による検査を受ける者

三 第十八条の規定による検査を受ける者(第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第十七条第一項の許可を受けた者を除く。)

四 第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者

五	第一十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者
六	第一十七条の三の規定による免許を申請する者
七	第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者
八	第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者
九	第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者
十	第三十七条の規定による検定を受ける者
十一	第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者
十二	第三十八条の十八第一項の規定による技術基準適合証明を求める者
十三	第三十八条の二十四第三項において準用する第三十八条の十八第一項の規定による工事設計認証を求める者
十四	第三十八条の三十九第一項の規定による登録を申請する者
十五	第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録を申請する者
十六	第三十九条第七項の規定による講習を受ける者
十七	第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者
十八	第四十一条の規定による免許を申請する者
十九	第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申請する者
二十	第四十八条の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受けれる者
二十一	第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者
二十二	免許状、登録状、登録証、免許証又は船舶局無線従事者証明書の再交付を申請する者
二十三	第七十三条第一項の規定による検査を受ける者
二十四	第一百二条の十八第一項の規定による較正（指定較正機関が行うものを除く。）を受ける者
二十五	地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態（以下この項において「地震等」という。）が発生し、又は発生

十四（二十二）（同上）

するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第百二条の二第一項各号に掲げる無線通信（当該必要な通信に該当するものを除く。）を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて、臨時に開設するものについては、前項第一号、第二号、第六号、第八号又は第九号に掲げる者は、同項の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

3 | 第一項の規定により指定講習機関、指定試験機関又は機構に認められた手数料は、当該指定講習機関、当該指定試験機関又は機構の収入とする。

（電波利用料の徴収等）

第一百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日。以下この条において「応当日」という。）から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日（以下この項において「起算日」という。）から始まる各一年の期間（無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。）について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する

2 | 前項の規定により指定講習機関、指定試験機関又は機構に認められた手数料は、当該指定講習機関、当該指定試験機関又は機構の収入とする。

（電波利用料の徴収等）

第一百三条の二（同上）

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する

周波数（三千メガヘルツ以下のものに限る。）の電波（以下この条において「広域専用電波」という。）を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値を九千九百八十五万九千六百円（別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局のうち電気通信業務を行うことを目的とするもの（二、〇二五メガヘルツを超えて一、一一〇メガヘルツ以下、二、二〇〇メガヘルツを超えて二、二九〇メガヘルツ以下及び二、五四五メガヘルツを超えて二、六五五メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものを除く。）に係る広域専用電波にあつては六千二百十六万九千百円、同表の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二百十二万九千八百円、同表の六の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二千九百三十三万三千百円）に乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

周波数（三千メガヘルツ以下のものに限る。）の電波（以下この条において「広域専用電波」という。）を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値に九千五百十四万八千九百円（別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波に掲げる係数を乗じて得た数値に九千五百十四万八千九百円（別表第六の四の項又は五の項に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

認定計画に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日（認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日後に広域専用電波となつた場合にあつては、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波となつた日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。）までに当該認定計画に係るいづれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六月経過日に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項及び第十九項の規定を適用する。

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十二項の特定免許等不要局を開設した者又は第十三項の表示者が納付すべき金銭をいう。

一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査

二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波

認定計画に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日（認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日後に広域専用電波となつた場合にあつては、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波となつた日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。）までに当該認定計画に係るいづれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六月経過日に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項の規定を適用する。

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免許等不要局を開設した者又は第十一項の表示者が納付すべき金銭をいう。

一 （同上）

二 （同上）

三
(同上)

数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析

四 電波の人体等への影響に関する調査

標準電波の発射

六 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）

七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十二項及び第十三項において同じ。）

八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付

九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助

イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当

六五四
(同上)
(同上)

七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十項及び第十一項において同じ。）

八 (同上)

九
(同上)

該無線局の開設に必要な伝送路設備

□ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備

十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネル

その他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助

十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

5 包括免許人又は包括登録人（以下この条において「包括免許人等」という。）は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数（以下この項及び次項において「開設無線局数」という。）をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人あつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人あつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録（以下「包括免許等」という。）の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から始まる各一年の期間（包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まると

十 （同上）

十一 （同上）

十二 （同上）

5 包括免許人又は包括登録人（以下この条において「包括免許人等」という。）は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数（以下この項及び次項において「開設無線局数」という。）をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人あつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人あつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録（以下「包括免許等」という。）の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から始まる各一年の期間（包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まると

きは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。以下この項及び次項において同じ。）について、第一号包括免許人につては五百十円（広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局については、二百円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては五百四十円（移動しない無線局については、二百円）に、第三号包括免許人にあつては四百三十円（広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局については、二百円）に、第四号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百五十円（移動しない無線局については、二百円）に、第五号包括免許人にあつては別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数（登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日現在において開設している登録局の数をいう。次項において同じ。）を乗じて得た金額（当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日まで満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の

日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数（特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に

6

包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の

日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数（特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に

係る特定無線局の数、特定無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既に特定無線局の数が開設無線局を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数）又は開設登録局数（既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合は、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数）を超えたときは、電波利用料として第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては五百十円（広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局については、二百円）に、第二号包括免許人には別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては五百四十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数（当該包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。））を受けている場合であつて、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設した数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数）を乗じて得た

係る特定無線局の数、特定無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既に特定無線局の数が開設無線局を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数）又は開設登録局数（既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合は、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数）を超えたときは、電波利用料として第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては四百三十円（広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局については、二百円）に、第二号包括免許人については別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百五十円（移動しない無線局については、二百円）に、第二号包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定めた無線局に係るものに限る。）を受けている場合であつて、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設した数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した

金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

数) を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

7 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、電波利用料として、同等の機能を有する特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものであつて、広域専用電波を使用するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の区分として総務省令で定める区分（以下この項及び次項において「同等特定無線局区分」という。）ごとに、当該第一号包括免許人が受けている包括免許に基づき毎年十月末日現在において開設している特定無線局の数（次項において「開設特定無線局数」という。）をその年の十一月十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、その年の十月一日から始まる一年の期間（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、その期間）について、一局につき二百円（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、二百円に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により各同等特定無線局区分について算出された額が当該同等特定無線局区分に係る上限額（二百円に、同等特定無線局区分周波数幅（当該同等特定無線局区分に係る当該開設している特定無線局が使用する広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該広域専用電波に係る別表第七の上欄に掲げる区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値をいう。）及び基準無線局数（電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める一メガヘルツ当たりの特定無線局の数をいう。）を乗じて得た額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同

等特定無線局区分に係る上限額とする。

広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、前項の規定によるもののほか、同等特定無線局区分ごとに、毎年十月一日から始まる各一年の期間において、その年の十一月以後の月の末日現在において開設している特定無線局（その年の十一月一日以後の日を包括免許の日とする包括免許に基づき開設している特定無線局に限る。以下この項において「新規免許開設局」という。）の数がこの項の規定による届出に係る新規免許開設局の数（この項の規定により新規免許開設局の数についての届出がされていない場合には、零）を超えたとき又は当該末日現在において開設している特定無線局（新規免許開設局を除く。以下この項において「既存免許開設局」という。）の数が当該一年の期間に係る開設特定無線局数（既にこの項の規定により既存免許開設局の数についての届出があった場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る既存免許開設局の数）を超えたときは、電波利用料として、新規免許開設局についてはその超えた月の末日現在における新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超えた月の末日現在における既存免許開設局の数をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該届出に係る月からその年の翌年（その年の翌年の九月末日より前にその包括免許の有効期間が満了する特定無線局にあつては、当該包括免許の有効期間の満了日の翌日の属する月の前月）までの期間について、二百円に、新規免許開設局についてはその超える新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超える既存免許開設局の数を乗じて得た金額に、当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る各同等特定無線局区分について算出された額に当該同等特定無線局区分に係る既納付額（当該第一号包括免許人が前項及び

この項の規定により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間について国に納めた当該同等特定無線局区分に係る電波利用料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る上限額を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控除して得た額に相当する額とする。

9 | 免許人が既開設局の免許人である場合における当該既開設局に

係る第一項の規定の適用については、当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、同項中「金額」)とあるのは、「金額」に、当該免許人等に係る特定周波数変更対策業務(第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額に当該特定周波数変更対策業務に係る既開設局の各免許人が当該既開設局と特定新規開設局とを併せて開設する期間を平均した期間の当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から当該周波数の使用の期限までの期間に対する割合を乗じた額を勘案し、当該既開設局の周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」とする。

10 | 免許人等が特定公示局の免許人等である場合における当該特定

公示局に係る第一項及び第五項から第八項までの規定の適用については、当該特定公示局に係る旧割当期限の満了の日(以下「満了日」という。)の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるの

7 | (同上)

8 | 免許人等が特定公示局の免許人等である場合における当該特定

公示局に係る第一項、第五項及び第六項の規定の適用については、当該特定公示局に係る旧割当期限の満了の日(以下「満了日」という。)の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるの

あるのは「金額」に、当該免許人等に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第三項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に對して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」と、第五項及び第六項中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額」に、それぞれ当該包括免許人等に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に對して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」と、第七項中「一局につき二百円」とあるのは「一局につき二百円に、当該第一号包括免許人による特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に對して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する額及び第八項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」とする。

は「金額」に、当該免許人等に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）の二分の一に相当する額及び第八項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」とする。

場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額(以下この項及び次項において「特定周波数終了対策業務に係る金額」という。)を加算した金額と、「二百円」とあるのは「二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、「(二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額)と、「(二百円」とあるのは「(二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、第八項中「二百円」とあるのは「二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」とする。

11| 前項の規定にかかわらず、免許人が特定公示局の免許人であつて認定計画に従つて特定基地局を最初に開設する場合における当該最初に開設する特定基地局(当該特定基地局が包括免許に係るものである場合にあつては、当該包括免許に係る他の特定基地局を含む。以下この項において同じ。)に係る第一項又は第五項の規定の適用については、当該特定公示局に係る満了日の翌日から起算して五年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る」と、同項及び第五項中「を国に」とあるのは「特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十二条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額を勘案して当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその使用区域に応じて政令で定める金額と、当該政令で定める金額未満で当該認定計画に係る認定の有効期間、特定基地局の総数

その他の当該認定計画が特定基地局の円滑な開設に寄与する程度を勘案して総務省令で定めるところにより算定した金額とを合算した金額を加算した金額を国に」と、同項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、当該包括免許人等に係る」とする。この場合において、当該認定計画に従つて開設される当該最初に開設する特定基地局以外の特定基地局及び当該認定計画に従つて開設される特定基地局の通信の相手方である移動する無線局については、前項の規定は適用しない。

12) 特定周波数終了対策業務に係る全ての特定公示局が第四条第三号の無線局である場合における当該特定公示局（以下「特定免許等不要局」という。）に係る満了日の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間（以下この条において「対象期間」という。）に当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局（電気通信業務その他これに準ずる業務の用に供する無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定めるものを使用するものに限る。）を開設した者は、政令で定める特定免許等不要局（電気通信業務その他これに準ずる業務の用に供する無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定めるものを使用するものに限る。）を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名（法人につては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。）及び住所並びに対象期間における毎年の当該特定免許等不要局に係る満了日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）現在において開設している当該特定免許等不要局の数（以下この項において「開設特定免許等不要局数」という。）をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出で、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該応する日までの一年の期間について、当該特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要する費用を含む。次項において同じ。）の二分の一に相当する額及

10)

特定周波数終了対策業務に係るすべての特定公示局が第四条第三号の無線局である場合における当該特定公示局（以下「特定免許等不要局」という。）に係る満了日の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間（以下この条において「対象期間」という。）に当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局（電気通信業務その他これに準ずる業務の用に供する無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定めるものを使用するものに限る。）を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名（法人につては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。）及び住所並びに対象期間における毎年の当該特定免許等不要局に係る満了日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）現在において開設している当該特定免許等不要局の数（以下この項において「開設特定免許等不要局数」という。）をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出で、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該応する日までの一年の期間について、当該特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要する費用を含む。次項において同じ。）の二分の一に相当する額及

び対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に応じて政令で定める金額に当該一年の期間に係る開設特定免許等不要局数を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

13] 前項に規定する場合において、当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局に使用することがができる無線設備（同項の総務省令で定めるものを除く。）に対象期間に表示（第三十八条の七第一項、第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）又は第三十八条の三十五の規定による表示をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）を付した者（以下この条において「表示者」という。）は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名及び住所並びに対象期間において毎年の満了日に応每年の満了日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）前一年間に表示された当該無線設備の数その他総務省令で定める事項をその日の満了日に届け出、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該無線設備を使用する特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額、対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数及び当該無線設備が使用されると見込まれる平均的な期間を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に応じて政令で定める金額に、当該一年間に表示を付した無線設備の数（当該無線設備のうち、専ら本邦外において使用されると見込まれるもの及び輸送中又は保管中ににおけるその機能の障害その他のこれに類する理由により対象期間において使用されないと見込まれるものがある場合には、総務省令で定めるところにより、これらのものの数を控除した数。第二十一項後段において同じ。）を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

11] 前項に規定する場合において、当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局に使用することができる無線設備（同項の総務省令で定めるものを除く。）に対象期間に表示（第三十八条の七第一項、第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）又は第三十八条の三十五の規定による表示をいう。以下この条において同じ。）を付した者（以下この条において「表示者」という。）は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名及び住所並びに対象期間において毎年の満了日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）前一年間に表示された当該無線設備の数その他総務省令で定める事項をその日の満了日に届け出、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該無線設備を使用する特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額、対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数及び当該無線設備が使用されると見込まれる平均的な期間を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に応じて政令で定める金額に、当該一年間に表示を付した無線設備の数（当該無線設備のうち、専ら本邦外において使用されると見込まれるもの及び輸送中又は保管中ににおけるその機能の障害その他のこれに類する理由により対象期間において使用されないと見込まれるものがある場合には、総務省令で定めるところにより、これらのものの数を控除した数。第十八項後段において同じ。）を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

及び対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に応じて政令で定める金額に当該一年の期間に係る開設特定免許等不要局数を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

第一項、第二項及び第五項から第十二項までの規定は、第二十七条第一項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は前条第二項に規定する無線局（次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局（以下この項において「国の機関等が開設する無線局」という。）を除く。）若しくは国の機関等が開設する無線局その他これらに類するものとして政令で定める無線局の免許人等（当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者）には、当該無線局に関する限り適用しない。

- 一 警察庁 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第三項に規定する責務を遂行するために行う事務
- 二 消防庁又は地方公共団体 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第一条に規定する任務を遂行するために行う事務
- 三 法務省 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の三の二第二項に規定する事務
- 四 法務省 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設、少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院、同法第十六条に規定する少年鑑別所及び婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第一条第一項に規定する婦人補導院の管理運営に関する事務
- 五 公安調査庁 公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）第四条に規定する事務
- 六 厚生労働省 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する職務を遂行するためを行う事務
- 七 國土交通省 航空法第九十六条第一項の規定による指示に関する事務
- 八 気象庁 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二

第一項、第二項及び第五項から第十項までの規定は、第二十七条第一項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その他これらに類するものとして政令で定める無線局の免許人等（当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者）には、適用しない。

- 一 （同上）
- 二 （同上）
- 三 （同上）
- 四 （同上）
- 五 （同上）
- 六 （同上）
- 七 （同上）
- 八 （同上）

十三条に規定する警報に関する事務

九 海上保安庁 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）

第二条第一項に規定する任務を遂行するために行う事務

十 防衛省 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条

に規定する任務を遂行するために行う事務

十一 国の機関 地方公共団体又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する水防管理団体 水防事務

（第二号に定めるものを除く。）

十二 国の機関 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三条第一項に規定する責務を遂行するために行う事務

（前各号に定めるものを除く。）

十三 周波数割当計画において無線局の使用する電波の周波数の全

部又は一部について使用的期限が定められている場合（第七十条の二第一項の規定の適用がある場合を除く。）において当該無線局をその免許等の日又は応当日から起算して二年以内に

15| 次の各号に掲げる無線局（前項の政令で定めるものを除く。）の免許人等（当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者）が納めなければならない電波利用料の金額は、当該各号に定める規定にかかわらず、これらの規定による金額の二分の一に相当する金額とする。

一 前項各号に掲げる者が当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局（専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設するものを除く。） 第一項

、第二項及び第五項から第十二項まで

二 地方公共団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法第二条第十号に掲げる地域防災計画の定めるところに従い防災上必要な通信を行うことを目的とするもの（専ら前項第二号及び第十一号に定める事務の用に供することを目的として開設するもの並びに前号に掲げるものを除く。） 第一項及び第五項から第十二項まで

三 周波数割当計画において無線局の使用する電波の周波数の全部又は一部について使用的期限が定められている場合（第七十条の二第一項の規定の適用がある場合を除く。）において当該無線局をその免許等の日又は応当日から起算して二年以内に

13| 次の各号に掲げる無線局（前項の政令で定めるものを除く。）の免許人等（当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者）が納めなければならない電波利用料の金額は、当該各号に定める規定にかかわらず、これらの規定による金額の二分の一に相当する金額とする。

一 前項各号に掲げる者が当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局（専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設するものを除く。） 第一項

、第二項及び第五項から第十項まで

二 地方公共団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法第二条第十号に掲げる地域防災計画の定めるところに従い防災上必要な通信を行うことを目的とするもの（専ら前項第二号及び第十一号に定める事務の用に供することを目的として開設するもの並びに前号に掲げるものを除く。） 第一項及び第五項から第十項まで

三 （同上）

九 （同上）

十 （同上）

十一 （同上）

16	廃止することについて総務大臣の確認を受けた無線局 第一項 第一項、第二項、第五項及び第七項の月数は、暦に従つて計算し、一月 し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
17	免許人等（包括免許人等を除く。）は、第一項の規定により電 波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る 電波利用料を前納することができる。
18	前項の規定により前納した電波利用料は、前納した者の請求に より、その請求をした日後に最初に到来する応当日以後の期間に 係るものに限り、還付する。
19	総務大臣は、総務省令で定めるところにより、免許人の申請に基 づき、当該免許人が第二項前段の規定により納付すべき電波利 用料を延納させることができる。
20	表示者は、第十三項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受 けて、同項の規定により当該表示者が対象期間のうち総務省令で 定める期間（以下この条において「予納期間」という。）を通じ て納付すべき電波利用料の総額の見込額を予納することができる 。この場合において、当該表示者は、予納期間において同項の規 定による届出をすることを要しない。
21	前項の規定により予納した表示者は、予納期間において表示を 付した第十三項の無線設備の数を予納期間が終了した日（当該表 示者が表示に係る業務を休止し、又は廃止したときその他総務省 令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日）の属す る月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出なければならない。 この場合において、当該表示者は、予納した電波利用料の金額が 同項の政令で定める金額に予納期間において表示を付した無線設 備の数を乗じて得た金額（次項において「要納付額」という。） に足りないときは、その不足金額を当該届出が受理された日から 起算して三十日以内に国に納めなければならない。 第二十項の規定により表示者が予納した電波利用料の金額が要 納付額を超える場合には、その超える金額について、当該表示者

14	第一項、第二項及び第五項の月数は、暦に従つて計算し、一月 に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
15	（同上）
16	（同上）
17	表示者は、第十一項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受 けて、同項の規定により当該表示者が対象期間のうち総務省令で 定める期間（以下この条において「予納期間」という。）を通じ て納付すべき電波利用料の総額の見込額を予納することができる 。この場合において、当該表示者は、予納期間において同項の規 定による届出をすることを要しない。
18	前項の規定により予納した表示者は、予納期間において表示を 付した第十一項の無線設備の数を予納期間が終了した日（当該表 示者が表示に係る業務を休止し、又は廃止したときその他総務省 令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日）の属す る月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出なければならない。 この場合において、当該表示者は、予納した電波利用料の金額が 同項の政令で定める金額に予納期間において表示を付した無線設 備の数を乗じて得た金額（次項において「要納付額」という。） に足りないときは、その不足金額を当該届出が受理された日から 起算して三十日以内に国に納めなければならない。 第十七項の規定により表示者が予納した電波利用料の金額が要 納付額を超える場合には、その超える金額について、当該表示者

23		の請求により還付する。		
	総務大臣は、電波利用料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。			
24		前項の承認に係る電波利用料が同項の金融機関による当該電波利用料の納付の期限として総務省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は、納期限までにされたものとみなす。		
25		電波利用料を納付しようとする者は、その電波利用料の額が総務省令で定める金額以下である場合は、納付受託者（第二十七項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）に納付を委託することができる。		
26		電波利用料を納付しようとする者が、納付受託者に納付しようとする電波利用料の額に相当する金銭を交付したときは、当該交付した日に当該電波利用料の納付があつたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。		
27		電波利用料の納付に関する事務（以下この項及び第三十五項において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として総務大臣が指定するもの（次項から第三十七項までにおいて「納付受託者」という。）は、電波利用料を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。		
28		総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を公示しなければならない。		
29		納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするとときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければ		
20	（同上）	の請求により還付する。		
21	（同上）			
22	（同上）	電波利用料を納付しようとする者は、その電波利用料の額が総務省令で定める金額以下である場合は、納付受託者（第二十四項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）に納付を委託することができる。		
23	（同上）			
24	（同上）	電波利用料の納付に関する事務（以下この項及び第三十二項において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として総務大臣が指定するもの（次項から第三十四項までにおいて「納付受託者」という。）は、電波利用料を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。		
25	（同上）			

ばならない。

30| 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

31| 納付受託者は、第二十五項の規定により電波利用料を納付しようととする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、総務省令で定める日までに当該委託を受けた電波利用料を納付しなければならない。

32| 納付受託者は、第二十五項の規定により電波利用料を納付しようととする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、総務省令で定める日までに当該委託を受けた電波利用料を納付しなければならない。

33| 納付受託者が第三十一項の電波利用料を同項に規定する総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収の例によりその電波利用料を納付受託者から徴収する。

34| 総務大臣は、第三十一項の規定により納付受託者が納付すべき電波利用料については、当該納付受託者に対して国税滞納処分の例による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該電波利用料に係る第二十五項の規定による委託をした者から徴収することができない。

35| 納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

36| 総務大臣は、第二十七項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

37| 総務大臣は、第二十七項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又

27| (同上)

28| 納付受託者は、第二十二項の規定により電波利用料を納付しようととする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、総務省令で定める日までに当該委託を受けた電波利用料を納付しなければならない。

29| 紳付受託者は、第二十二項の規定により電波利用料を納付しようととする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、総務省令で定める日までに当該委託を受けた電波利用料を納付しなければならない。

30| 纳付受託者が第二十八項の電波利用料を同項に規定する総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収の例によりその電波利用料を納付受託者から徴収する。

31| 総務大臣は、第二十八項の規定により納付受託者が納付すべき電波利用料については、当該納付受託者に対して国税滞納処分の例による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該電波利用料に係る第二十二項の規定による委託をした者から徴収することができない。

32| 納付受託者は、総務省令で定めるところにより、(同上)

33| 総務大臣は、第二十四項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

34| 総務大臣は、第二十四項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又

				は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。) その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
38				前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
39				第三十七項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
40				総務大臣は、第二十七項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
41				一 第二十七項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。 二 第三十二項又は第三十六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
42				三 第三十五項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 四 第三十七項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
43				総務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
44				総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によつて、期限を指定して督促しなければならない。 総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めないとときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。この場合における電波利用料及び延滞金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 総務大臣は、第四十二項の規定により督促をしたときは、その

				は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。) その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
35				(同上)
36				第三十四項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
37				総務大臣は、第二十四項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。 一 第二十四項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。 二 第二十九項又は第三十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
38				三 第三十二項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 四 第三十四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
39				総務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
40				(同上)
41				総務大臣は、第三十九項の規定により督促をしたときは、その

督促に係る電波利用料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認められるときその他総務省令で定めるときは、この限りでない。

45 第十七項から前項までに規定するもののほか、電波利用料の納付の手続その他電波利用料の納付について必要な事項は、総務省令で定める。

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の七第三項又は第四項の規定に違反した者
二 第三十八条の四十四第二項の規定に違反した者
三 〔七〕 (略)

第一百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 〔十一〕 (略)

十二 第三十八条の二十第一項 (第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。) の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
十三 第三十八条の二十一第一項 (第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。) の規定による命令に違反した者

十四 〔二十七〕 (略)

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 〔十九〕 (略)

督促に係る電波利用料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認められるときその他総務省令で定めるときは、この限りでない。

42 第十五項から前項までに規定するもののほか、電波利用料の納付の手続その他電波利用料の納付について必要な事項は、総務省令で定める。

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の七第二項又は第三項の規定に違反した者
二 〔六〕 (同上)

第一百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 〔十一〕 (同上)

十二 第三十八条の二十第一項 (第三十八条の二十九及び第三十八条の三十八において準用する場合を含む。) の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
十三 第三十八条の二十一第一項 (第三十八条の二十九及び第三十八条の三十八において準用する場合を含む。) の規定による命令に違反した者

十四 〔二十七〕 (同上)

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 〔十九〕 (同上)

二十	第三十八条の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二十一	第三十八条の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二十二	（略）
二十三	（略）
二十五	第三十三条の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項又は第二十一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

15
附則
(電波利用料の特例)

第一百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とある「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等のは、十一の二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われ十一の三 地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護るもの除去。以下この号において同じ。）を受信することでのするものに限る。）を直接受信することが困難な地域において必に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助する受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上ために行われる中継局その他の設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設

二十	（二十二）（同上）
二十三	（略）
二十四	（略）
二十五	（略）
二十六	（略）

15
附則
(電波利用料の特例)

第一百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とある「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等のは、十一の二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われ十一の三 地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護るもの除去。以下この号において同じ。）を受信することでのするものに限る。）を直接受信することが困難な地域において必に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助する受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上ために行われる中継局その他の設備（当該設備と一体として設置する受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由によりデジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設

「デジタル放送」という。）を受信することができる受信設備を設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付

置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により

地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の

受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助

とする。

」

別表第四（第二十四条の二、第三十八条の三、第三十八条の八関係

一 学校教育法による大学（短期大学を除く。第五号において同じ。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に三年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に一年以上従事した経験を有すること。

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線

地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の

受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助

とする。

」

別表第四（第二十四条の二、第三十八条の三、第三十八条の八関係

一 学校教育法による大学（短期大学を除く。第四号において同じ。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線

～同じ。おいての項にく。二局を除る無線に掲げ八の項で及び

もの用する

もの

使用する電	以下のもの								下のもの								使用する電	
	メガヘルツ	を超えて三十	メガヘルツ	の幅が十五	波の周波数	使用する電	ガヘルツ以	超え十五メ	ガヘルツを	の幅が六メ	波の周波数	波の周波数	使用する電	ガヘルツ	超え十五メ	ガヘルツを	の幅が六メ	波の周波数
空中線電力	るもの	ツトを超え〇・五ワ	空中線電力	もの	ツト以下の〇・五ワ	ツトを超えて〇・〇五	空中線電力	のもの	ツトを超えて〇・五ワ	空中線電力	もの	ツト以下の〇・五ワ	ツトを超えて〇・五ワ	空中線電力	のもの	ツト以下の〇・〇五	空中線電力	ガヘルツ
三千八百	八百円	六万三千	三百三十	円	一万六百	千八百円	百円	百十六万	円	一万六百	八百円	八百円	八百円	八百円	八百円	八百円	八百円	八百円

～同じ。おいての項にく。二局を除る無線に掲げ八の項で及び

もの用する

もの

使用する電	以下のもの								下のもの								使用する電	
	メガヘルツ	を超えて三十	メガヘルツ	の幅が十五	波の周波数	使用する電	ガヘルツ以	超え十五メ	ガヘルツを	の幅が六メ	波の周波数	波の周波数	使用する電	ガヘルツ	超え十五メ	ガヘルツを	の幅が六メ	波の周波数
空中線電力	るもの	ツトを超え〇・五ワ	空中線電力	もの	ツト以下の〇・五ワ	ツトを超えて〇・〇五	空中線電力	のもの	ツトを超えて〇・五ワ	空中線電力	もの	ツト以下の〇・五ワ	ツトを超えて〇・五ワ	空中線電力	のもの	ツト以下の〇・〇五	空中線電力	ガヘルツ
三千二百	百円	万三千	二百八十九百	円	八千九百	千五百円	円	六千八百	円	九十六万	八千九百	七百円	七百円	七百円	七百円	七百円	七百円	七百円

二 無線局 であつ しない 移動		の幅が三十 メガヘルツ を超えるも の波の周波数																								
の周波 ツ以下	ガヘル 三千メ	使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	使う	電波	波数の	下の周	ルツ以	メガヘ	三千メ	ガヘル	三千メ	六千メガヘルツを超えるもの	の幅が百	ツトを超えて	が〇・五ワ	空中線電力	も	ツト以下の	え〇・五ワ	ワットを超	が〇・〇五	空中線電力	のもの	が〇・〇五	ワット以下
のであつて、電波 ヘルツを超えるも	波数の幅が六メガ	使用するもの	ヘルツを超える周波数の電波を	使う	電波	波数の	下の周	ルツ以	メガヘ	三千メ	ガヘル	三千メ	六千メガヘルツを超えるもの	の幅が百	ツトを超えて	が〇・五ワ	空中線電力	も	ツト以下の	え〇・五ワ	ワットを超	が〇・〇五	空中線電力	のもの	が〇・〇五	ワット以下
るもの	区域内第一地域の があ	設置場所が	区域内第一地域の があ	設置場所が	三百円	四万五千	六百円	九万三千	九百円	七万四千	四百四十	九百円	一万六百	円	円											

二 無線局 であつ しない 移動		の幅が三十 メガヘルツ を超えるも の波の周波数																								
の周波 ツ以下	ガヘル 三千メ	使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	使う	電波	波数の	下の周	ルツ以	メガヘ	三千メ	ガヘル	三千メ	六千メガヘルツを超えるもの	の幅が百	ツトを超えて	が〇・五ワ	空中線電力	も	ツト以下の	え〇・五ワ	ワットを超	が〇・〇五	空中線電力	のもの	が〇・〇五	ワット以下
のであつて、電波 ヘルツを超えるも	波数の幅が六メガ	使用するもの	ヘルツを超える周波数の電波を	使う	電波	波数の	下の周	ルツ以	メガヘ	三千メ	ガヘル	三千メ	六千メガヘルツを超えるもの	の幅が百	ツトを超えて	が〇・五ワ	空中線電力	も	ツト以下の	え〇・五ワ	ワットを超	が〇・〇五	空中線電力	のもの	が〇・〇五	ワット以下
るもの	区域内第一地域の があ	設置場所が	区域内第一地域の があ	設置場所が	八百円	三万七千	五百円	七万八千	五百円	百円	二万九千	三百七十	八千九百	円	円											

（）を除く無線局掲げるの項に及び八六の項目ものへ設する上に開めに陸行うために通信を設備との受信るため使用す帶して又は携無線局動するて、移											
使用す	電波を	波数の	下の周	ルツ以	メガヘ	え六千	ツを超	ガヘル	三千メ	の電波を用する	波を使
その他のも	機能を有するものを除く。）	波を発射しないことを確保する	より一定の時間当該周波数を同一の電波を発射しよとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することに	電気通信業務の用に供するものの電波を発射しないことを確保する	その他のもの	射しないことを確保する機能を有する	り一定の時間当該周波数の電波を発射することによじくする電波を	受信することによじくする電波を	該電波と周波数を同じくする電波を	を発射しようとす	る場合において当該電波と周波数を同じくする電波を
ワット以下	が〇・〇一	空中線電力	えるもの	ワットを超	が〇・〇一	空中線電力	のもの	ワット以下	が〇・〇一	空中線電力	第三地域の設置場所が
円八千七百		三百円	六万四千	円一万六百	円八千七百	四千二百	円八千二百	七百円	二万四千		

（）を除く無線局掲げるの項に及び八六の項目ものへ設する上に開めに陸行うために通信を設備との受信るため使用す帶して又は携無線局動するて、移											
使用す	電波を	波数の	下の周	ルツ以	メガヘ	え六千	ツを超	ガヘル	三千メ	の電波を用する	波を使
超えるもの	空中線電力が〇・〇一ワット以下	下のもの	空中線電力が〇・〇一ワット以下	その他のもの	射しないことを確保する機能を有する	り一定の時間当該周波数の電波を発射することによじくする電波を	受信することによじくする電波を	該電波と周波数を同じくする電波を	を発射しようとす	る場合において当該電波と周波数を同じくする電波を	
円八千九百		円七千三百	円八千九百	円七千三百	円三千五百	円六千九百	円六千九百	二万六百			

		～除く。																									
		（八の）衛星局				（八の）人工				るもの																	
六千メガヘルツを超える周波数の電波を	るもの	使う	電波を	波数の	下の周	ルツ以	メガヘ	え六千	ツを超	ガヘル	三千メ	もの	使う	波を使	数の電	の周波	ツ以下	ガヘル	三千メ	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	使う	るもの	（八の）人工	（八の）衛星局	（八の）衛星局	（八の）人工	のもの
六千メガヘルツを超える周波数の電波を るもの	使う	電波を	波数の	下の周	ルツ以	メガヘ	え六千	ツを超	ガヘル	三千メ	もの	使う	波を使	数の電	の周波	ツ以下	ガヘル	三千メ	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	使う	るもの	（八の）人工	（八の）衛星局	（八の）衛星局	（八の）人工	のもの	
百メガヘルツを超える周波数の幅が五 のもの	使う	電波を	波数の	下の周	ルツ以	メガヘ	え六千	ツを超	ガヘル	三千メ	もの	使う	波を使	数の電	の周波	ツ以下	ガヘル	三千メ	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	使う	るもの	（八の）人工	（八の）衛星局	（八の）衛星局	（八の）人工	のもの	
十五万八	百円	万七千七	二百六十	二億六千	万千円	百九十一	一億千六	円	四千五百	七十三万	三千八百	一千六百円	十五万八	六百二十	一万五千	五百円	九万三千	三百四十	四千二百	円	一万六百						

		～除く。																									
		（八の）衛星局				（八の）人工				るもの																	
六千メガヘルツを超える周波数の電波を	のもの	使う	電波を	波数の	下の周	ルツ以	メガヘ	え六千	ツを超	ガヘル	三千メ	もの	使う	波を使	数の電	の周波	ツ以下	ガヘル	三千メ	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	使う	のもの	（八の）人工	（八の）衛星局	（八の）衛星局	（八の）人工	のもの
六千メガヘルツを超える周波数の電波を のもの	使う	電波を	波数の	下の周	ルツ以	メガヘ	え六千	ツを超	ガヘル	三千メ	もの	使う	波を使	数の電	の周波	ツ以下	ガヘル	三千メ	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	使う	のもの	（八の）人工	（八の）衛星局	（八の）衛星局	（八の）人工	のもの	
百メガヘルツを超える周波数の幅が五 のもの	使う	電波を	波数の	下の周	ルツ以	メガヘ	え六千	ツを超	ガヘル	三千メ	もの	使う	波を使	数の電	の周波	ツ以下	ガヘル	三千メ	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	使う	のもの	（八の）人工	（八の）衛星局	（八の）衛星局	（八の）人工	のもの	
十三万二	百円	万九千八	百八十三	二億千八	円	五千九百	四十二万	九千七百	円	八千八百	二十七万	三千二百	千二百円	十三万二	十六万七	一億三千	百円	二十九	三百五	円	三千五百						

～除く。												衛星局	人工	四千メガヘルツ以下	六千メガヘルツの周波数の電波を用するもの	使用するもの
～除く。												衛星局	人工	四千メガヘルツ以下	六千メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの
設置場所がるるもの	区域内にあるもの	第三地域の設置場所がるるもの	区域内にあるもの	第二地域の設置場所がるるもの	区域内にあるもの	第一地域の設置場所がるるもの	区域内にあるもの	第四地域の設置場所がるるもの	区域内にあるもの	第三地域の設置場所がるるもの	区域内にあるもの	第二地域の設置場所がるるもの	区域内にあるもの	第一地域の設置場所がるるもの	区域内にあるもの	設置場所がるるもの
四十九万	百円	万八千八百四十六	二百円	三万三千	七百三十	千六百円	十六万三	千四百六	七万四千	六千九百	二十一万	千円	百七万四	百円	万五千三	千六百円

人工衛星局の中継により、無線通信を行なう無線局（五）の項目及び八項目に掲げる無線局を除く。												六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使るもの	六千メガヘルツ以下	六千メガヘルツ以下のもの	使用するもの
ヘルツ以下以下のもの												ヘルツ以下以下のもの	ヘルツ以下以下のもの	ヘルツ以下以下のもの	ヘルツ以下以下のもの
ヘルツ以下以下のもの												ヘルツ以下以下のもの	ヘルツ以下以下のもの	ヘルツ以下以下のもの	ヘルツ以下以下のもの
設置場所がるるもの	区域内にあるもの	第三地域の設置場所がるるもの	区域内にあるもの	第二地域の設置場所がるもの	区域内にあるもの	第一地域の設置場所がるもの	区域内にあるもの	第四地域の設置場所がるもの	区域内にあるもの	第三地域の設置場所がるもの	区域内にあるもの	第二地域の設置場所がるもの	区域内にあるもの	第一地域の設置場所がるもの	設置場所がるるもの
四十万九	万四千円	百二十二		万千円	六百十一	千七百円	十一万九	千二百二	百円	六万千八	百円	十八万八	五千円	八十九万	百円

の ヘルツを超えるも										の ヘルツを超える百メガヘルツ以下のメガヘルツ以下									
使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるも					の ヘルツを超える百メガヘルツ以下のメガヘルツ以下					の ヘルツを超える百メガヘルツ以下のメガヘルツ以下					の ヘルツを超える百メガヘルツ以下のメガヘルツ以下				
区域内にあ	第三地域のがるもの	設置場所がるもの	区域内にあ	第二地域のがるもの	設置場所がるもの	区域内にあ	第一地域のがるもの	設置場所がるもの	区域内にあ	第四地域のがるもの	設置場所がるもの	区域内にあ	第三地域のがるもの	設置場所がるもの	区域内にあ	第二地域のがるもの	設置場所がるもの	区域内にあ	第四地域のがるもの
百円 九万 千九 四千 二十	四千 万九 千九 百九 八	千円 十四 万八 百四	円 三 千五 五百	八 十 九 万二 百	四 億 二 百	二 百 円	七 万 五 千	六 百 六十	四 百 円	二 千 二 万	千 円	一 億 九 万	百 万九 千四 百九 七	二 億 二 千九 百四 十七	千 四 百 円	四 百 円	四 百 円	四 百 円	四 百 円

の ヘルツを超えるも										の ヘルツを超える百メガヘルツ以下のメガヘルツ以下									
使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるも					の ヘルツを超える百メガヘルツ以下のメガヘルツ以下					の ヘルツを超える百メガヘルツ以下のメガヘルツ以下					の ヘルツを超える百メガヘルツ以下のメガヘルツ以下				
区域内にあ	第三地域のがるもの	設置場所がるもの	区域内にあ	第二地域のがるもの	設置場所がるもの	区域内にあ	第一地域のがるもの	設置場所がるもの	区域内にあ	第四地域のがるもの	設置場所がるもの	区域内にあ	第三地域のがるもの	設置場所がるもの	区域内にあ	第二地域のがるもの	設置場所がるもの	区域内にあ	第四地域のがるもの
六千 六 百 五 十七 万 三 百	五千 三 百 四 百 円	四 千 七 百 三 千	七 百 八 十	一 億 六 千	六 百 四 千	五 百 七 十	三 億 二 千	七 百 六 千	六 万 五 十	千 七 百 三 百	千 八 百 六 十	千 二 百 九 十	八 千 三 百	二 百 四 十	六 百 八 十	一 億 六 千	一 万 六 千	千 五 百 円	四 百 円

六	基幹	放送局	(三の)	項、七	の項及	び八の	項に掲	線局を	除く。	～
五	自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帶して使用するためには、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの	（八の）	（八の）	の（八の）	（八の）	（八の）	（八の）	（八の）	（八の）	（八の）
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を
他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの
波の周波数	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	未満のもの							
が二百ワッ	空中線電力が十キロワット	空中線電力が十キロワット	のその他のも							
円	五万九千	百九十九	万六千九	四億千九	円	三五千五百	九十二万	八千三百	千三百	十九万二
波の周波数	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	未満のもの							
が二百ワッ	空中線電力が十キロワット	空中線電力が十キロワット	のその他のも							
円	四万九千	百八百	万八千六	三億四千	円	六千三百	九十三万	六千九百	百四十	十六万三

六	基幹	放送局	(三の)	項、七	の項及	び八の	項に掲	線局を	除く。	～
五	自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帶して使用するためには、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの	（八の）	（八の）	の（八の）	（八の）	（八の）	（八の）	（八の）	（八の）	（八の）
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を	六千メガヘルツを超える周波数の電波を
他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの	他のその他のもの
波の周波数	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	未満のもの							
が二百ワッ	空中線電力が十キロワット	空中線電力が十キロワット	のその他のも							
円	四万九千	百八百	万八千六	三億四千	円	六千三百	九十三万	六千九百	百四十	十六万三
波の周波数	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	未満のもの							
が二百ワッ	空中線電力が十キロワット	空中線電力が十キロワット	のその他のも							
円	四万九千	百八百	万八千六	三億四千	円	六千三百	九十三万	六千九百	百四十	十六万三

七 第五条第五項 に規定する受信 障害対策中継放 送をするもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を 使用するもの	もの									
		超えるもの	ロヘルツを 波の周波数 の幅が百キ ト以下のもの	使用する電 力の五十キロ ワットを超える もの	空中線電力 が二十ワット 以下のもの	空中線電力 が二十ワット のト以下のもの	空中線電力 が五十キロワッ ト以下のも	空中線電力 トを超えて五 十キロワッ	空中線電力 が二百ワッ	空中線電力 ト以下のもの	の幅が百キ ロヘルツ以 下のもの
多重放送をするもの及び 害対策中継放送をするもの及び 受信障	五百六十 千円	五百六十 千円	三百五 万六千	二十一 万四	千八百 四十	五千九 百九千	五百六十 千円	三百五 万六千	二十一 万四	五百六十 千円	二十一 万四
五百六十 千円	五百六十 千円	三百五 万六千	二十一 万四	千八百 四十	五千九 百九千	五百六十 千円	三百五 万六千	二十一 万四	五百六十 千円	二十一 万四	五百六十 千円

七 第五条第五項 に規定する受信 障害対策中継放 送をする無線局及 び八の項に掲げる無 線局を除く。) (三の 項)	六千メガヘルツを超える周波数の電波を 使用するもの	もの									
		超えるもの	ロヘルツを 波の周波数 の幅が百キ ト以下のもの	使用する電 力の五十キロ ワットを超える もの	空中線電力 が二十ワット 以下のもの	空中線電力 が二十ワット のト以下のもの	空中線電力 が五十キロワッ ト以下のも	空中線電力 トを超えて五 十キロワッ	空中線電力 が二百ワッ	空中線電力 ト以下のもの	の幅が百キ ロヘルツ以 下のもの
五百六十 千円	五百六十 千円	三百五 万六千	二十一 万四	千八百 四十	五千九 百九千	五百六十 千円	三百五 万六千	二十一 万四	五百六十 千円	二十一 万四	五百六十 千円
五百六十 千円	五百六十 千円	三百五 万六千	二十一 万四	千八百 四十	五千九 百九千	五百六十 千円	三百五 万六千	二十一 万四	五百六十 千円	二十一 万四	五百六十 千円

その他のもの	九 線局 他の無 線局を除く。)	八 実驗等 無線局及びアマチュア無線局	送をする無線局、多重放送をする無線局
ヘルメ七超ツヘルメ十四五つであるものする規定号に第二五項第十の二三条第百	もの用する波を使数の電の周波ツ以下ガヘル三千メ	（三の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）	幹放送以外の放送をする無線局及び基
その他のもの	るるもののみを通信の相手方とするものに限る。）	住民に対して災害情報等を直接伝達するため無線通信を行うものであつて、専ら一の特定の無線局（第二号に規定するものであつて、五十四メガヘルツを超えて七十メガヘルツ以下の周波数の電波を用いるものに限る。）	（百三十条の二第十五項第二号に規定するものであつて、五十四メガヘルツを超えて七十メガヘルツ以下の周波数の電波を用いるものに限る。）

三百円	千百円	千円
九 線局 他の無 線局を除く。)	八 実驗等 無線局及びアマチュア無線局	送をする無線局、多重放送をする無線局

他のもの		その他のもの							その他のもの						
波の周波数	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	もの	幅が三メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	もの	幅が三メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	もの	幅が三メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	もの	幅が三メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	もの	
第一地域の設置場所が															
万一千四百十三	三百十三	百円	三万八千												

波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		その他のもの							その他のもの						
波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	その他のもの	もの	幅が三メガヘルツ以下のもの	波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	その他のもの	もの	幅が三メガヘルツ以下のもの	波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	その他のもの	もの	幅が三メガヘルツ以下のもの	波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	その他のもの	もの	
第一地域内にあ															
万九千五百六十	二百六十五	百円	三万五千八												

。)

使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツ以下るもの											
第四地域の設置場所が	区域内にあるもの	第三地域の設置場所が	区域内にあるもの	第二地域の設置場所が	区域内にあるもの	第一地域の設置場所が	区域内にあるもの	第三地域の設置場所が	区域内にあるもの	第二地域の設置場所が	区域内にあるもの
八千円 四十三万	四十一万 三千九百円	万七百九 円	百二十九 円	六百四十七 円	五百四千 円	千二百八 円	九百九 千円	八百六千 円	九万六千 円	八千四 万三 千円	四千三百 万円 八十六万

。)

使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツ以下るもの											
第四地域の設置場所が	区域内にあるもの	第三地域の設置場所が	区域内にあるもの	第二地域の設置場所が	区域内にあるもの	第一地域の設置場所が	区域内にあるもの	第三地域の設置場所が	区域内にあるもの	第二地域の設置場所が	区域内にあるもの
五千円 三十六万	三十六万 千六百円	七十二万 百七万五 千円	五百三十九 千円	五千四 万七百 円	三三百 円 七十二万						

																多重放送の業務の用に供するもの	区域内にあるもの
以下のもの	メガヘルツを超えて三百メガヘルツの幅が三十波の周波数を使用する電	下のもの				ガヘルツ以上	ガヘルツ超え三十メガヘルツを	の幅が三メ波の周波数	使用する電	の幅が三メガヘルツ以下	の幅が三メガヘルツ以下の電波の周波数	の業務放送	用に供するも	の業務放送			
区域内にあ る第二地域の設置場所が	ある第一地域の設置場所が	ある第四地域の設置場所が	ある第三地域の設置場所が	ある第二地域の設置場所が	ある第一地域の設置場所が	ある第四地域の設置場所が	ある第三地域の設置場所が	ある第二地域の設置場所が	ある第一地域の設置場所が	ある第四地域の設置場所が	ある第三地域の設置場所が	ある第二地域の設置場所が	ある第一地域の設置場所が	ある第四地域の設置場所が	ある第三地域の設置場所が	ある第二地域の設置場所が	ある第一地域の設置場所が
三百円五千八百	五千八十	千二百円	十一万九	一億百七	千五百円五	十一万五	三千五百	三十二万	円五千五百	万五千七百	百五十七	円五千四百	三千百十三	百円	三万八千	百円	三万八千

																多重放送の業務の用に供するもの	区域内にあるもの
以下のもの	メガヘルツを超えて三百メガヘルツの幅が三十波の周波数を使用する電	下のもの				ガヘルツ以上	ガヘルツ超え三十メガヘルツを	の幅が三メ波の周波数	使用する電	の幅が三メガヘルツ以下	の幅が三メガヘルツ以下の電波の周波数	の業務放送	用に供するも	の業務放送			
区域内にあ る第二地域の設置場所が	ある第一地域の設置場所が	ある第四地域の設置場所が	ある第三地域の設置場所が	ある第二地域の設置場所が	ある第一地域の設置場所が	ある第四地域の設置場所が	ある第三地域の設置場所が	ある第二地域の設置場所が	ある第一地域の設置場所が	ある第四地域の設置場所が	ある第三地域の設置場所が	ある第二地域の設置場所が	ある第一地域の設置場所が	ある第四地域の設置場所が	ある第三地域の設置場所が	ある第二地域の設置場所が	ある第一地域の設置場所が
七千八百	三十八万二百	四千二百	六千円	七十六万	八千四百	三百円	九万六千	二千六百	円九千六百	百三十六万	万九千五	百円	二百六十	百円	三万一千八	百円	三万一千八

備考	この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。	使用するもの	の を 超 える も												のもの			
			六千メガヘルツを超える周波数の電波を	区域内外にあ	第四地域の設置場所が	区域内外にあ	第三地域の設置場所が	区域内外にあ	第二地域の設置場所が	区域内外にあ	第一地域の設置場所が	区域内にあ	第四地域の設置場所が	区域内にあ	第三地域の設置場所が	のもの		
			二万千円	百円	三万五千	八百四十	千五百円	十七万八	二千五百	四万二千	五百七十	一億二千	万三千円	二億五千七	四百円	三百四十	三千百円	千二十万

備考	この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。	使用するもの	の を 超 える も												のもの					
			六千メガヘルツを超える周波数の電波を	区域内外にあ	第四地域の設置場所が	区域内外にあ	第三地域の設置場所が	区域内外にあ	第二地域の設置場所が	区域内外にあ	第一地域の設置場所が	区域内にあ	第四地域の設置場所が	区域内にあ	第三地域の設置場所が	のもの				
			五百円	一万七千	円九千三百	七百二万	百円	八万二千九	二千九	円五千三百	七十八万	一億四百	九百円	五十六万	二百九百	五百円	六万九千	一百円	万二千六	八百五十円

二	この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。
三	この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県の区域（第四地域を除く。）をいう。
四	この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。
五	この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第一百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。
六	この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。
七	六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。
八	三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

二	この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。
三	この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県の区域（第四地域を除く。）をいう。
四	この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。
五	この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第一百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。
六	この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。
七	六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。
八	三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

ホまでに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超えて六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イからホまでに定める金額を控除した金額とする。

の項、四の項及び九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超えて六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、二百円を控除した金額とする。

ホ	二	イ	一の項に掲げる無線局	六百円
ロ	三	ロ	二の項に掲げる無線局	五百円
ハ	四	ハ	三の項に掲げる無線局	二万四百円
ホ	九	ホ	四の項に掲げる無線局	三千九百円
九	一	九	一の項に掲げる無線局	千百円

九　一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、二百円とする。

十　特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされいる無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失すこととなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七(第百三条の二関係)	
区域	係 数
一 北海道の区域	○・○二八八
二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県 及び福島県の区域	○・○四八五

別表第七(第百三条の二関係)	
区域	係 数
一 北海道の区域	○・○二九五
二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県 及び福島県の区域	○・○五〇二

	三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県 、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	○・四五九〇
四 新潟県及び長野県の区域	○・○二三八	
五 富山県、石川県及び福井県の区域	○・○一六一	
六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	○・一二〇三	
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 及び和歌山県の区域	○・一六五四	
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口 県の区域	○・○三九八	
九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	○・○二一〇	
十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県 、宮崎県及び鹿児島県の区域	○・○六九七	
十一 沖縄県の区域	○・○〇七六	
十二 一の項から四の項までに掲げる区域を合 わせた区域	○・五六〇一	
十三 五の項から十一の項までに掲げる区域を 合わせた区域	○・四三九九	
十四 一の項から十一の項までに掲げる区域を 合わせた区域	一・〇〇〇〇	
十五 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に 掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分 割した場合におけるそれぞれの区域	○・二二九五	
十六 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に 掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分 割した場合におけるそれぞれの区域	○・○八二七	
備考別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用 の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる 区域として総務省令で定めるものに開設される無線局のみに 使用させる第百三条の二第二項に規定する広域専用電波に係 るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の		

	三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県 、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	○・四五四六
四 新潟県及び長野県の区域	○・○二四三	
五 富山県、石川県及び福井県の区域	○・○一六四	
六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	○・一一九五	
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 及び和歌山県の区域	○・一六五二	
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口 県の区域	○・○四〇四	
九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	○・○二一六	
十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県 、宮崎県及び鹿児島県の区域	○・○七〇八	
十一 沖縄県の区域	○・○〇七五	
十二 一の項から四の項までに掲げる区域を合 わせた区域	○・五五八六	
十三 五の項から十一の項までに掲げる区域を 合わせた区域	○・四五一四	
十四 一の項から十一の項までに掲げる区域を 合わせた区域	一・〇〇〇〇	
十五 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に 掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分 割した場合におけるそれぞれの区域	○・二二七三	
十六 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に 掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分 割した場合におけるそれぞれの区域	○・○八二六	
備考別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用 の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる 区域として総務省令で定めるものに開設される無線局のみに 使用させる第百三条の二第二項に規定する広域専用電波に係 るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の		

一に相当する数値とする。

別表第八（第二百三十三条の二関係）

無線局の区分		金額
一千三百七十円	二千七百八十円	
一ヘルツ以下	一千三百七十円	一千三百七十円
ヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用的周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	二千七百八十円	二千七百八十円
二 一の項に掲げる無線局以外の無線局	一千三百七十円	一千三百七十円
備考 この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。	一千三百七十円	一千三百七十円

一に相当する数値とする。

別表第八（第二百三十三条の二関係）

無線局の区分		金額
二千三百二十円	二千三百八十円	
一ヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用的周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	二千三百二十円	二千三百二十円
二 一の項に掲げる無線局以外の無線局	二千三百八十円	二千三百八十円
備考 この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。	二千三百八十円	二千三百八十円

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第二百十一号）

則第七条関係
(傍線部分は改正部分)

者に適用される場合を除く。」とあるのは「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）、相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）、相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。